

公益財団法人笹川スポーツ財団 規程管理に関する規程

平成 23 年 4 月 6 日
規 程 第 4 号

改正 平成 24 年 5 月 22 日 規程第 20 号
改正 平成 27 年 5 月 25 日 規程第 44 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団における規程類の制定及び公布について必要な事項を定め、業務管理の正常化と合理化を図ることを目的とする。

(手 続)

第 2 条 規程類の制定及び実施の手続きは、総務グループにおいて行う。

(実施発効)

第 3 条 規程、細則等を制定したときは決裁日を制定年月日とし施行日を明記した上、記号番号をつけて実施発効するものとする。

第 4 条 前項の記号は次のとおりとし、番号は各々一連番号とする。

規程	規程第	号
細則	細則第	号

附 則 (平成 23 年 4 月 6 日 規程第 4 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 6 日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日 (平成 23 年 4 月 1 日) から適用する。

附 則 (平成 24 年 5 月 22 日 規程第 20 号)

この規程は、平成 24 年 5 月 22 日に施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 5 月 25 日 規程第 44 号)

この規程は、平成 27 年 5 月 25 日に施行する。